

◎新潟県告示第1290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
上越医師会訪問看護ステーション	新潟県上越市春日野1丁目2番33号	一般社団法人上越医師会	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年10月28日	令和4年11月30日